厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和７年度　労働衛生講習会

「全国労働衛生週間の実施要綱と労働衛生活動のポイント」

全国労働衛生週間スローガン

『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場』

川越労働基準監督署　安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

働く人々の健康をめぐる状況

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働災害による死亡者数の推移

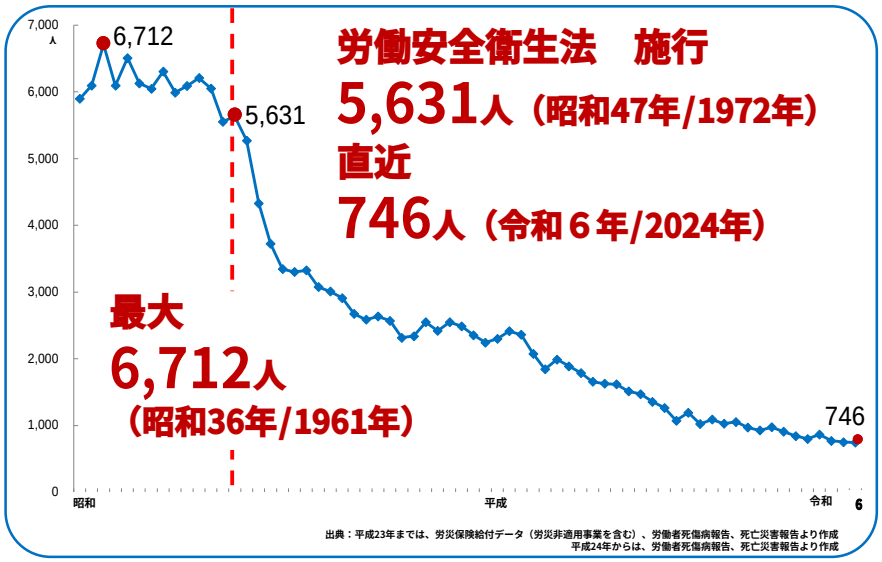

業務上疾病者数の推移

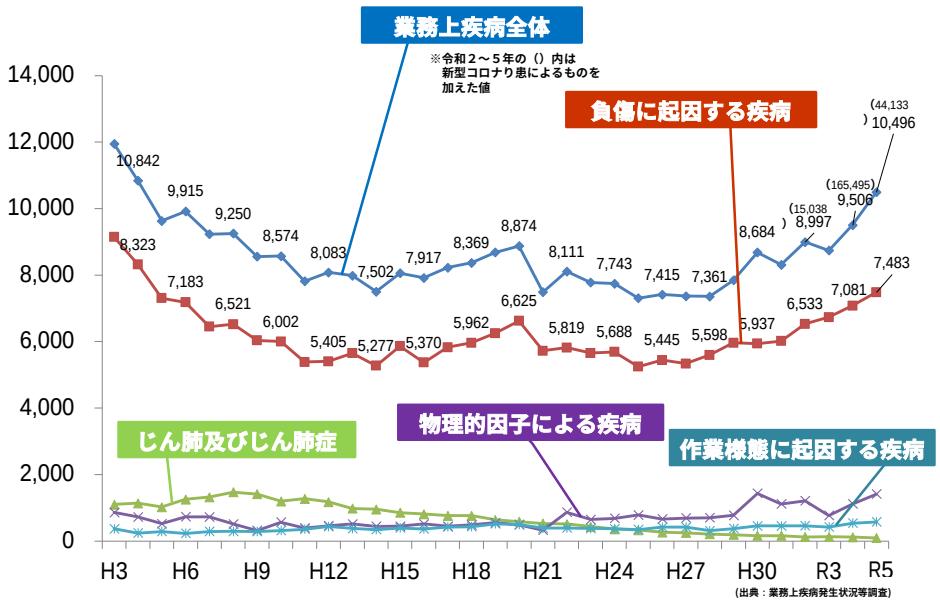

労働安全衛生法の定期健診における有所見率の推移

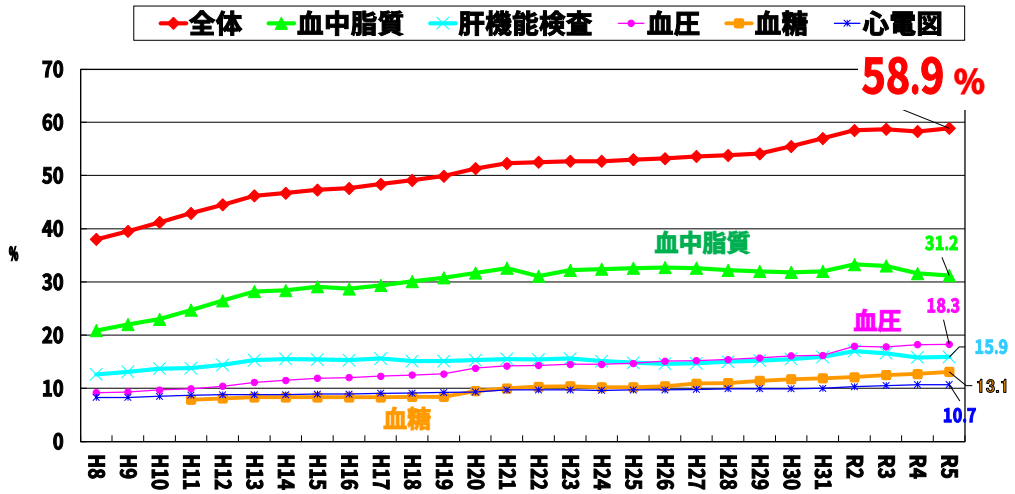

（出典：定期健康診断実施結果）

病気を抱える労働者の通院状況

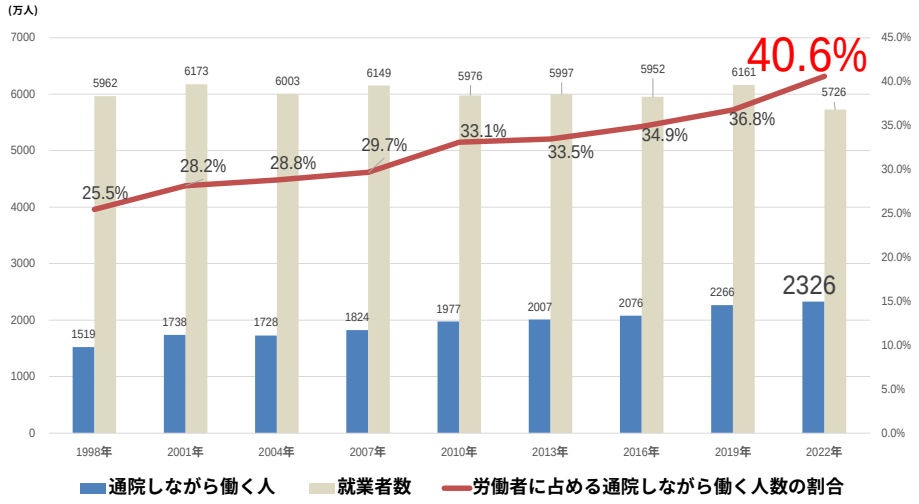

1．入院者は含まない　2．15歳以上の者　3．就業者数は世帯人員のうち「仕事あり」の者
4．2016年の数値は、熊本県を除いたもの

資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

精神障害の労災補償状況

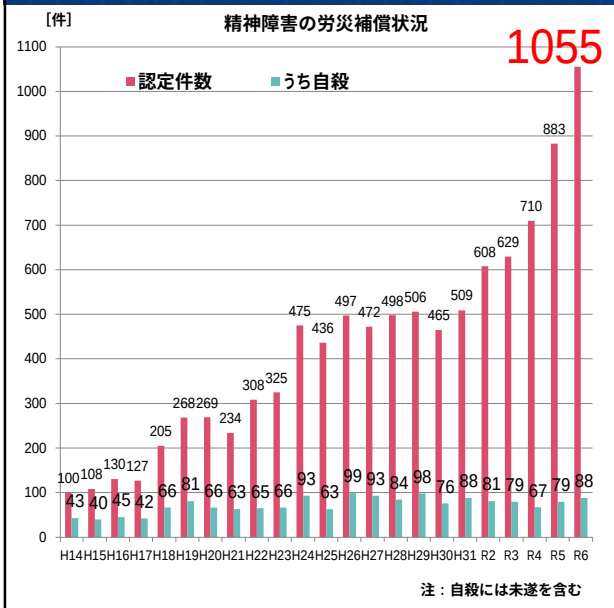

注：自殺には未遂を含む

精神障害の出来事別支給決定件数
（上位10項目）（令和６年度）

順位	出来事の類型	支給決定件数※
1	パワーハラスメント	224（10）
2	仕事内容・仕事量の（大きな）変化	119（21）
3	顧客・取引先・施設利用者等からの著しい迷惑行為	108（1）
4	セクシュアルハラスメント	105（0）
5	悲惨な事故や災害の体験・目撃	87（0）
6	特別な出来事	78（10）
7	１か月に８０時間以上の時間外労働	51（6）
8	（重度の）病気やケガ	48（4）
9	同僚等からの暴行又はひどいいじめ・嫌がらせ	44（1）
10	上司とのトラブル	38（4）

※（ ）内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数。

出典：過労死等の労災補償状況

小規模事業場における労働者のメンタルヘルスの状況

令和５年度の精神障害の労災支給決定件数／事業場規模別※1

	全体	10人未満	10-29人	30-49人	50-99人	100-299人	300-499人	500-999人	1000人以上
精神障害の労災支給決定件数	877件※2（100）	136件（15.5）	199件（22.7）	100件（11.4）	114件（13.0）	147件（16.8）	65件（7.4）	45件（5.1）	71件（8.1）
労働者数※3	55,143,895人（100）	9,287,959人（16.8）	13,152,068人（23.9）	6,491,004人（11.8）	7,505,914人（13.6）	8,700,101人（15.8）	10,006,849人（18.1）		

※１　事業場規模は調査時点（令和６年度）。労災支給決定時点とは異なる場合がある。

※２　令和５年度の労災支給決定件数883件の内、事業廃止のほか事業場としての存続不明な６件を除く877件。

※３　労働者数は令和３年経済センサス‐活動調査（総務省統計局）における調査票情報をもとに、厚生労働省労働基準局が独自集計。令和３年６月１日時点。

出典：労災支給決定件数は令和５年度「過労死等の労災補償状況」を基に加工
労働者数は令和４年「労働基準監督年報」

メンタル不調により休業または退職した労働者がいる事業所の割合

メンタル不調により、休業または退職した労働者がいる割合は、約10%で推移。

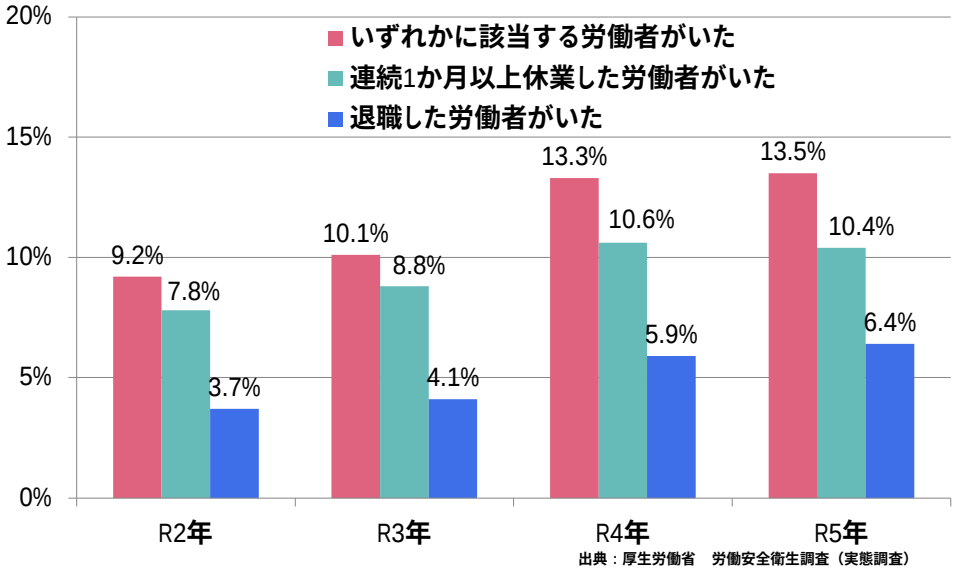

出典：厚生労働省　労働安全衛生調査（実態調査）

職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている内容

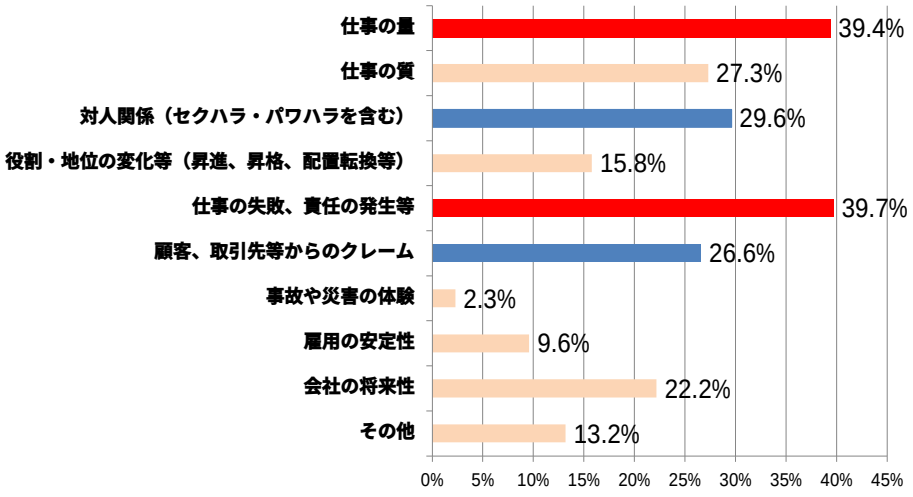

※ 職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者（82.7%）を100%として集計

出典：令和５年労働安全衛生調査（実態調査）

メンタルヘルス不調による休職期間

出典：厚生労働省労災疾病臨床研究事業費補助金「主治医と産業医の連携に関する有効な手法の提案に関する研究」（H26-28）

○ メンタルヘルス不調による病休期間(1回目)は平均94.6日(約３か月)

※ なお、復職後再病休したケースでは、病休期間は１回目は平均107 日（約3.5か月)、
２回目は平均157日（約5か月）で、２回目の病休日数が長くなる傾向。

○ メンタルヘルス不調となった労働者の約半数が復職後再病休

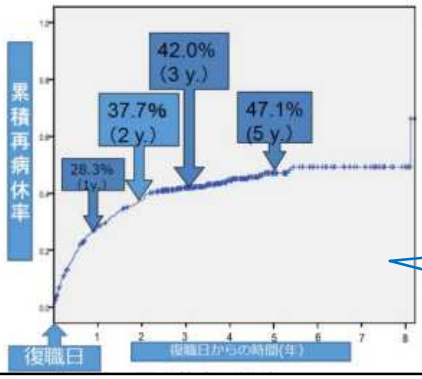

復職後の再病休率の推移

復職日から	１年	２年	３年	５年
累積 再病休率	28.3%	37.7 %	42.0 %	47.1 %

特に最初の１年は、再発に要注意

職場における熱中症の災害発生状況

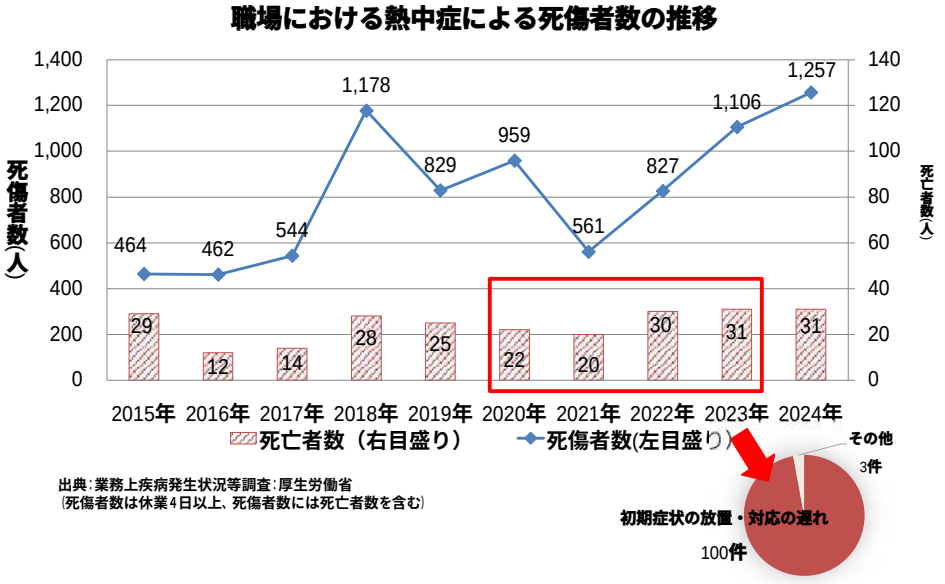

出典：業務上疾病発生状況等調査：厚生労働省
（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）

主要な事故の型別の死傷者数の推移（川越署）

転倒：平成20年代から増加、令和５年・6年は急増　　動作の反動・無理な動作：令和元年から急増　高止まり

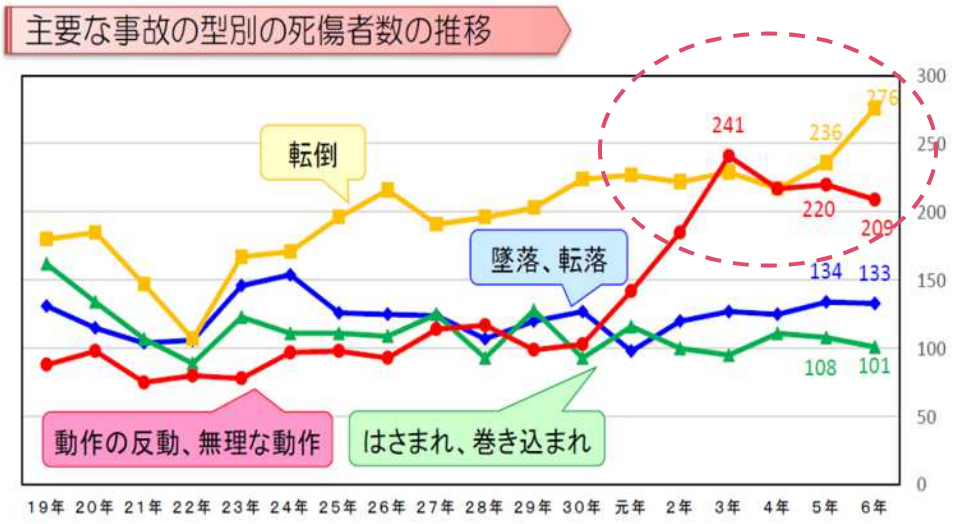

13

労働衛生管理活動のポイント

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働衛生管理の基本

労働者に健康障害をもたらすことのないよう、適切な措置を講じるとともに、快適な職場環境の形成を進める

《５管理》		具体的な措置
１．労働衛生管理体制の確立	労働衛生３管理	**経営トップによる方針表明** 衛生管理者、産業医、衛生推進者、作業主任者等の選任、**衛生委員会等の設置**
２．作業環境管理		快適な職場環境づくり 作業環境の測定、評価及び改善
３．作業管理		作業時間の適正化、作業方法等の改善、身体への負担・悪影響の軽減、保護具の使用等
４．健康管理		健康診断、ストレスチェック、体力測定、 事後措置、保健指導
５．労働衛生教育		雇入れ時、作業内容変更時、危険有害業務の就業時、能力向上教育、心身の健康保持増進に係る教育
労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント		継続的労働衛生管理、危険性・有害性等の調査及びその結果に基づく措置

労働衛生５管理

熱中症対策を例に

労働衛生管理	対策	
労働衛生管理体制	事業場としての体制整備	熱中症予防管理者の選任
	緊急事態時の措置の確認	**熱中症のおそれのある者発生時の連絡先や搬送先、緊急時に必要な措置の手順の作成、関係者への周知**
作業環境管理	暑さ指数の（ＷＢＧＴ値）の把握	指数計で測定
	暑さ指数低減のための設備の設置	日陰の確保、通風、冷房設備等の設置
作業管理	涼しい服装など	通気性の良い作業服、身体冷却機能付きの衣服
	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときの作業中止、こまめな休憩
	熱への順化	暑さに慣れるまでの休憩、作業軽減
	水分・塩分の摂取	**定期的な水分・塩分摂取**
健康管理	健康診断結果に基づく措置	健康診断結果有所見者に対する医師の意見聴取、 これに基づく配置転換
	日常の健康管理など	飲みすぎ、寝不足、朝食の摂取等の確認
	労働者の健康状態の管理	作業中のパトロール、作業者同士の声かけ
労働衛生教育	作業者への教育	熱中症とは、予防・防止対策の教育

安全衛生管理体制を確立しましょう！
監督署への選任報告を忘れずに　各管理者の職務を確実に遂行

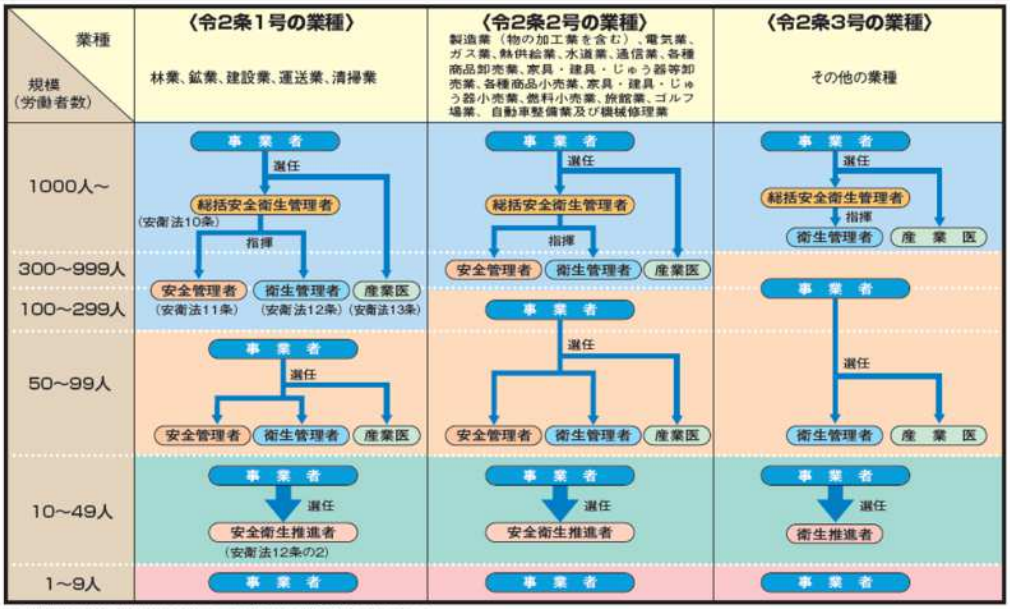

※労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

衛生委員会

安衛法　第１８条　衛生委員会の設置
業種：すべて　　規模：常時使用する労働者数50人以上

審議事項　一　労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二　労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

三　労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、
労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項→安衛則第22条

安衛則　第２３条　衛生委員会の開催等

①委員会の開催　毎月1回以上

②議事の概要の周知　委員会の開催の都度、遅滞なく、議事の概要を労働者へ周知
掲示・備え付け・書面の交付・PCや社内ネットでの確認

③記録の作成と保存　委員会の意見と当該意見を踏まえて講じた措置の内容、
委員会の議事の重要なものを記録し、3年間保存

衛生委員会の付議事項①

安衛則第２２条　法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

一　衛生に関する規程の作成に関すること。

二　法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。

三　安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。

四　衛生教育の実施計画の作成に関すること。

五　法第五十七条の四第一項（新規化学物質）及び第五十七条の五第一項（大臣による指示）の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

六　法第六十五条第一項又は第五項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。

衛生委員会の付議事項②

安衛則第２２条　法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

七　定期に行われる健康診断、法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第六十六条の二の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

八　労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。

九　長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

十　労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

十一　第五百七十七条の二第一項、第二項及び第八項（RA対象物にばく露される程度を最低限にする・濃度基準以下とする、RA対象物健康診断結果に基づく措置）の規定により講ずる措置に関すること並びに同条第三項及び第四項（RA対象物健康診断）の医師又は歯科医師による健康診断の実施に関すること。

十二　厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

プレゼンティーズムを 知っていますか？

プレゼンティーズムとアブセンティーズム

健康問題の中で特に影響が大きい

- **精神症状**
- **肩こり・腰痛などの症状**

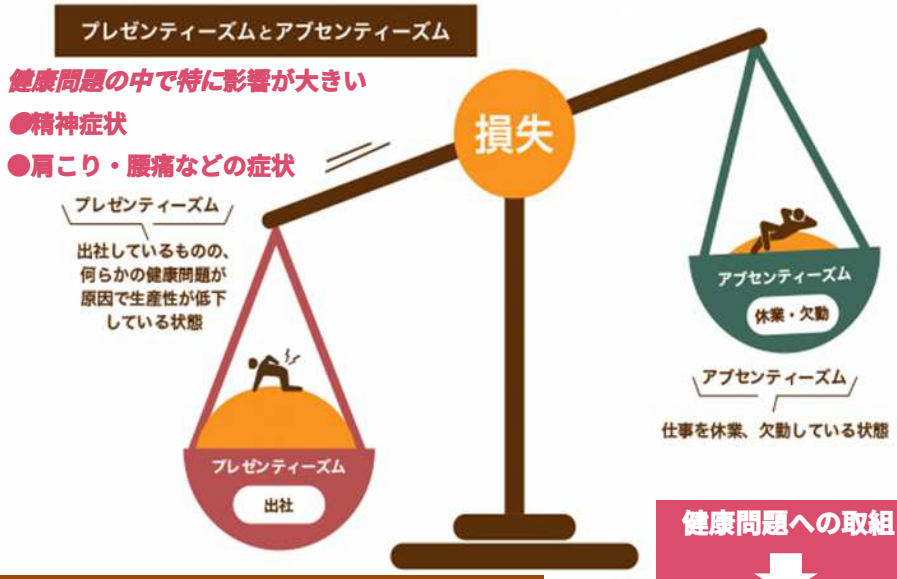

高ストレス者はプレゼンティーズムの発生が大きい
年間１３０万円以上の損失が発生しているとの研究も

健康問題への取組
↓
労働生産性の向上

21

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱

変更部分を中心に、説明をいたします。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱

１．趣　旨　①

全国労働衛生週間は、昭和25年の第１回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、**高齢化の進行**により、**一般健康診断の有所見率が上昇**を続けているほか、何らかの**疾病を抱えながら働いている労働者が増加**するとともに、**女性の就業率が上昇**し、**働く女性の健康問題**への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による**業務上疾病の発生が増加**している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、**職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要**である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和６年度には1,296**件**となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る**精神障害による労災認定件数は令和６年度には**1,055**件と過去最多**となっており、職場における**メンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要**となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

23

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱

１．趣　旨　②

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）の結果、**危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象**として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和６年度に全面的に施行されている。**今後も対象となる化学物質の数は順次拡大**し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、**職業がん**の労災補償の新規支給決定者は、**石綿による中皮腫・肺がん**を中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その**解体工事が2030年頃をピーク**として、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、**一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化**など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、**第14次労働災害防止計画**（以下、「14次防」という。）において、令和５年度より**「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」**等合計８つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で３年目を迎える。

24

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱

１．趣　旨　③

これらに加え、令和７年５月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、**労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後３年以内に政令で定める日）**。また、**危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設ける**ことや、**個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させる**こと等も新たに規定されている。

さらに、令和７年６月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、**治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた**（施行日は令和８年４月１日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が３年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、**熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業者への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和７年６月１日に施行されたところである。**

こうした背景を踏まえ、今年度は、**「ワーク･ライフ･バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」**をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

２．スローガン

「ワーク･ライフ･バランスに意識を向けて　ストレスチェックで健康職場」

25

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱

３．期　間

１０月１日から１０月７日までとする。
なお、全国安全週間の実効を上げるため、９月１日から９月30日までを準備期間とする。

４．主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

５．協賛者

建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

６．協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

７．実施者

各事業場

８．主唱者、協賛者の実施事項

次の事項を実施する。
（１）労働衛生広報資料等を作成、配布を行う。
（２）雑誌等を通じて広報を行う。
（３）労働衛生講習会や、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
（４）事業場の実施事項について指導援助する。
（５）その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

９．協力者への依頼

主唱者は、上記８の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

26

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

（１）全国労働衛生週間中に実施する事項

ア　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

イ　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

ウ　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等
　　緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、
　　その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

（２）準備期間中に実施する事項

ア　重点事項

イ　労働衛生３管理の推進等

ウ　作業の特性に応じた事項

エ　業務請負等他者に作業を請け負わせる場合の対策

27

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（２）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（ア）過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

a　時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

b　事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明

c　労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

d　健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

e　小規模事業場における地域産業保健センターの活用

28

従業員
最近、残業続きで気力や体力が保てない…
仕事ばかりでプライベートの時間がうまく確保できない！
その問題
事業主
従業員のワーク・ライフ・バランス環境を向上させたいが、思うように実現できない…
会社の生産性を上げたい！
勤務間インターバル制度を
導入することで解決しましょう！
詳しくは中面をご覧ください。
制度導入がもたらすメリット
勤務間インターバル制度を導入することによって、事業主・従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。
メリット1
従業員の健康の維持・向上につながります。
インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル
メリット2
従業員の定着や確保が期待できます。
労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの
メリット3
生産性の向上につながります。
十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が

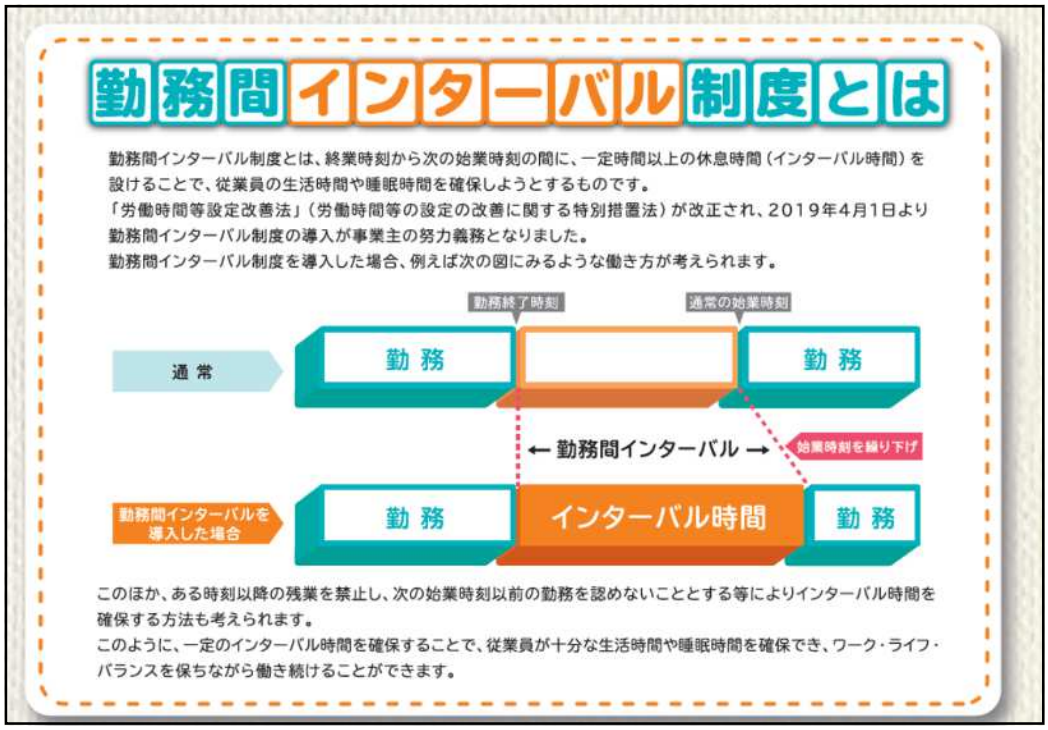
勤務間インターバル制度とは
勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。
「労働時間等設定改善法」（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法）が改正され、2019年4月1日より勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となりました。
勤務間インターバル制度を導入した場合、例えば次の図にみるような働き方が考えられます。
勤務終了時刻
通常の始業時刻
通常
勤務
勤務
←勤務間インターバル→
始業時刻を繰り下げ
勤務間インターバルを導入した場合
勤務
インターバル時間
勤務
このほか、ある時刻以降の残業を禁止し、次の始業時刻以前の勤務を認めないこととする等によりインターバル時間を確保する方法も考えられます。
このように、一定のインターバル時間を確保することで、従業員が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができます。

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（イ）「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

a　事業者によるメンタルヘルス対策の表明
b　衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
c　４つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
d　労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
e　ストレスチェック制度の適切な実施(実施結果の労働基準監督署への報告を含む)、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
f　職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
g　「自殺予防週間」（９月10日～９月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
h　産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
i　地域産業保健センター(高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス)の活用

31

メンタルヘルス指針

H18．3.31　健康保持増進のための指針公示第3号
改正 H27.11.30　健康保持増進のための指針公示第6号

体制整備

○衛生委員会等での調査審議　○心の健康づくり計画の策定　○メンタルヘルス推進担当者等の選任

職場におけるメンタルヘルス対策

４つのケア

セルフケア　ラインによるケア　産業保健スタッフによるケア　事業場外資源によるケア

３つの予防

一次予防	二次予防	三次予防
メンタルヘルス不調の未然防止	早期発見･適切な対応	職場復帰支援

具体的取組

一次予防	二次予防	三次予防
○労働者のストレスマネジメントの向上 ･教育研修、情報提供　･セルフケア　等 ○職場環境等の把握と改善 ･過重労働による健康障害防止　･パワハラ対策　等	○上司、産業保健スタッフ等による相談対応　等	○職場復帰支援プログラムの策定、実施 ○主治医との連携　等

ストレスチェック制度

ストレスチェック制度の大まかな流れ

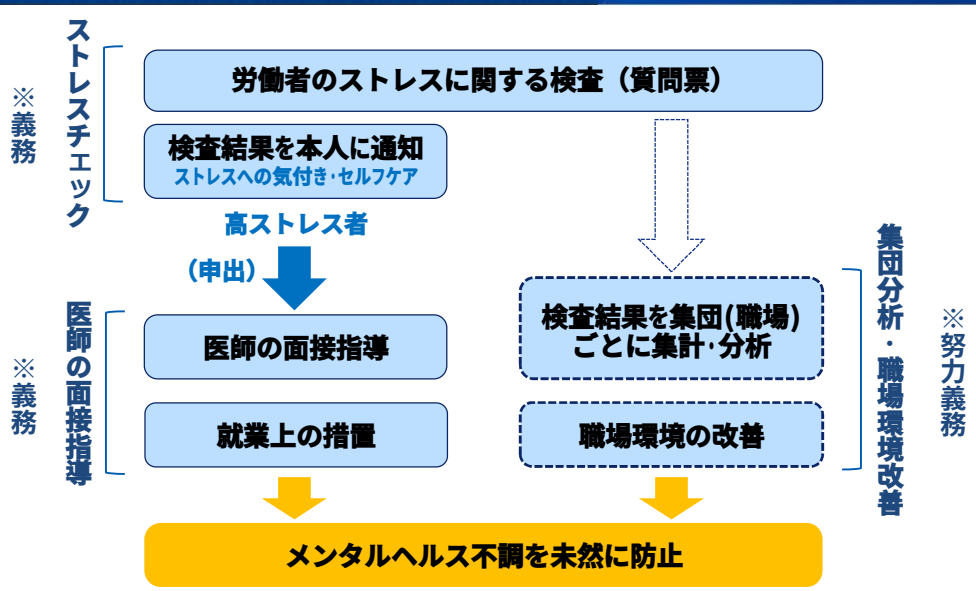

「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」
（本人（働く方）用、ご家族用）
【2023年改訂】
この機会にチェックしてみませんか？
中央労働災害防止協会では
「活用ガイド」を作成・公開しています。

34

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（２）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（ウ）小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a　産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b　一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c　ストレスチェックの実施、
  ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- d　小規模事業場における**地域産業保健センター**の活用

（エ）「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a　事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b　研修等による両立支援に関する意識啓発
- c　相談窓口等の明確化
- d　両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e　両立支援コーディネーターの活用
- f　**産業保健総合支援センター**による支援の活用

35

36

川越地域産業保健センター

「地さんぽ」は、厚生労働省所管の「独立行政法人労働者健康安全機構」が全国に設置している「産業保健総合支援センター」が運営している地域窓口です。

対象地域　：川越市、富士見市、ふじみ野市、鶴ヶ島市、坂戸市、東松山市、三芳町、川島町、毛呂山町、吉見町、鳩山町、越生町、滑川町、嵐山町、ときがわ町、小川町、東秩父村

所 在 地　：〒350-0036
川越市小仙波町2-53-1
(一社)川越市医師会内

書類送付先：〒350-1116
川越市寿町2-2587-3

ＴＥＬ　：080-7624-6395

地域産業保健センターが実施する各種サービス

医師の意見聴取
健康診断実施後の意見聴取を行います。

医師の面接指導
長時間労働、高ストレス者等に対する面接指導を実施します。

保健指導
労働者一人一人の生活スタイルに合わせた保健指導を実施します。

職場環境改善
作業環境、作業方法などの衛生対策について専門家からアドバイスを行います。

37

厚生労働省

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

トップページ　リンク集

事業者の方へ | 支援を受ける方へ | 医療機関・支援機関の方へ | 両立支援とは？ | 取組事例 | お役立ちコンテンツ | シンポジウム

両立支援に取り組むには どのようなことから 始めればよい？
▸ 事業者の方はこちら

両立支援を 受けるためには？
▸ 支援を受ける方はこちら

コーディネーター 養成研修について
職場情報、診療報酬について
▸ 医療機関・支援機関の方はこちら

お役立ちコンテンツ
▸ ちりょうさ　▸ ダウンロード
▸ 各都道府県の相談機関一覧

両立支援とは？
ちりょうさの 治療と仕事の 両立支援ガイド

今年も開催！「シンポジウム／セミナー」 NEW
過去アーカイブはこちら
2021年度　2020年度
2019年度　2018年度

New 新たなマニュアルを作成しています
「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく
▸ 治療と仕事の両立支援のための
事業場における環境整備マニュアル（仮称）はこちら

お知らせ

両立支援の取組事例

治療と仕事の両立支援ガイドライン

- 治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることなく、適切な治療を受けながら就労を続けられるよう、事業場における両立支援のための取組事項をまとめたもの

対象労働者 雇用形態いかんに関わらず全ての労働者

対象疾患 反復・継続した治療が必要な全ての疾病

（平成２８年２月公表）

事業場における両立支援のための環境整備

- 事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する意識啓発
- 相談窓口の明確化、社内における両立支援体制の整備
- 個人情報の取扱方法の明確化
- 治療内容や症状、業務内容や通院・通勤事情など個人の状況に配慮した休暇制度・勤務制度等の整備　（例）時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等

事業場における両立支援の実施手順

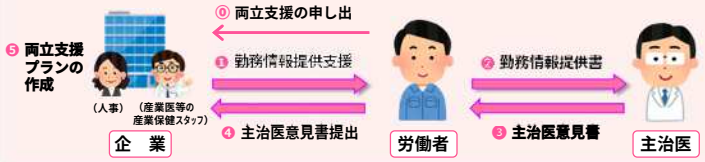

労働者・主治医・企業間の円滑な情報のやりとりを支える各種様式例を掲載

※治療と仕事の両立支援カードを2024年３月追加

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（２）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（オ）女性の健康課題の理解促進に関する事項

a　女性の健康課題に関する**健康教育や相談体制の整備等**の取組の実施
b　**産業保健総合支援センター**における事業者や人事労務担当者、
　　産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
c　**産業保健総合支援センター**における女性の健康課題に関する相談窓口の活用

40

令和７年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（２）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（カ）労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

a　高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の**高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し**

b **「職場における腰痛予防対策指針」**に基づく腰痛の予防対策の推進
(a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
(b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
(c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
(d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

42

高年齢労働者の労働災害について①　高齢者の就労と被災状況

- 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%(令和６年)
- 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は30.0%(同)

雇用者

データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

労働災害による死傷者数

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

43

高年齢労働者の労働災害について②
災害発生率（度数率）・休業見込み期間

- **60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷度数率（以下「度数率」という。））を30代と比較すると、男性は約２倍、女性は約５倍となっている。**
- 60歳以上の死傷度数率は、2.41となっている。
- 休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。
- 60歳以上の死傷千人率は、4.00である。

年齢別・男女別 度数率（令和６年）

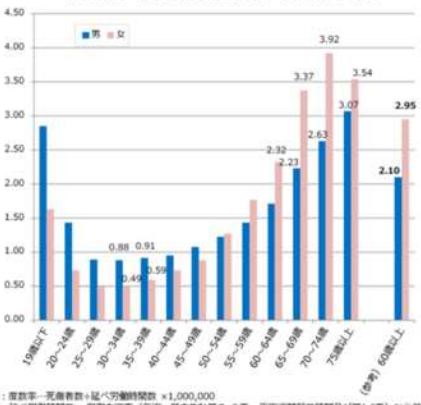

年齢別の休業見込み期間の長さ（令和6年）

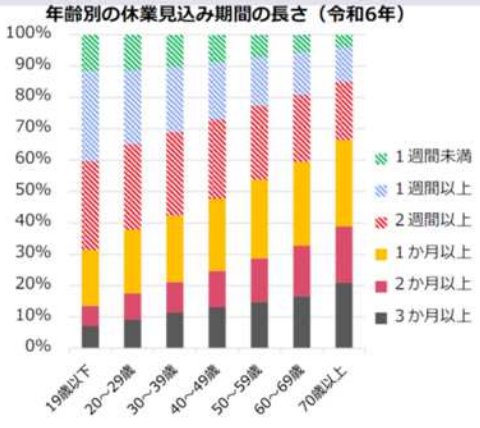

データ出所：度数率…死傷者数÷延べ労働時間数 ×1,000,000
：延べ労働時間数 ：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-９表　平均週間就業時間及び第1-2表）から算出
：死傷者数 ：平成27年から令和６年までの休業４日以上の死傷災害…労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）
※　新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
※　死亡災害は、休業３カ月以上に算入

44

高年齢労働者の労働災害について③
年齢階層別・男女別の労働災害発生率（度数率）の傾向（事故の型別の分析）

- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率（度数率）が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率（令和６年）

男性の場合、60歳以上（平均0.48）は20代（平均0.13）の約3.6倍

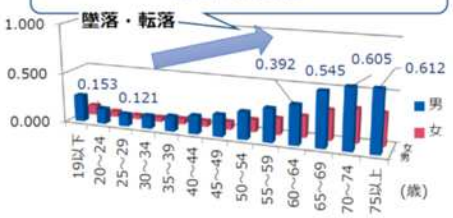

女性の場合、60歳以上（平均1.70）は20代（平均0.09）の約19.5倍

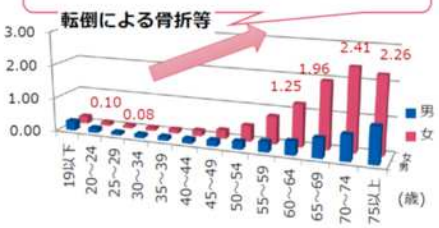

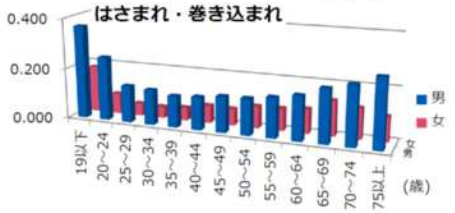

データ出所：度数率…死傷者数÷延べ労働時間数 ×1,000,000
：延べ労働時間数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-９表　平均週間就業時間及び第Ⅰ-2表）から算出
：死傷者数：平成27年から令和６年までの休業４日以上の死傷災害…労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）
※　新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

45

エイジフレンドリーガイドライン
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう

1　安全衛生管理体制の確立
- 経営トップによる方針表明と体制整備
  経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聞く機会を設けます。
- 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
  高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて２以降の対策を実施します。

2　職場環境の改善
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
  身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
  敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 健康状況の把握
  雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- 体力の状況の把握
  事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
  ※　健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
  ・基礎疾患の保有状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
  ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
  「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5　安全衛生教育
- 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育
  労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
  （高齢者や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金
- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署　（R6. 4）

中小企業事業者の皆さまへ　　令和7年度（2025年度）版

「令和７年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和７年５月15日～令和７年10月31日
【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
Ⅰ 総合対策コース ・補助率 4／5 ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、**優先順位の高い労働災害防止対策**に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・１年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の**高年齢労働者（60歳以上）**が常時１名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
Ⅱ 職場環境改善コース ・補助率 １／２ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 3 ページ	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン ➡ 詳細は 4 ページ	・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 ３／４ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 4 ページ	転倒防止：・労働者の転倒災害防止のため、**専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために**要する経費（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・１年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時１名以上就労していること
	腰痛予防：・労働者の腰痛災害の予防のため、**専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために**要する経費（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
Ⅳ コラボヘルスコース ・補助率 ３／４ ・上限額 ３０万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 4～5 ページ	・**事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等**、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

全国労働衛生週間リーフレット裏面
「高年齢労働者の健康づくり」から
WEBページをご覧ください。

エイジアクション100
～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の
安全と健康確保のための職場改善に向けて ～
＜概要版＞
・厚生労働省HP「高年齢労働者の安全衛生対策について」
・中災防HP「エイジアクション１００」特設サイト
をご覧ください。
ダウンロード可能です。
ご活用ください！
高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト
番号
チェック項目（100の「エイジアクション」）
結果
優先度
1 高年齢労働者の戦力としての活用
1 高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。
2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理
（1）基本方針の表明
2 高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。
（2）高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等
3 高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。
4 加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。
5 高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。
3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策
（1）転倒防止
1 つまずき、踏み外し、滑りの防止措置
6 通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。
7 床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。

転倒等リスク評価セルフチェック票
セルフチェック結果
A.質問票に回答し、B.身体測定機能測定結果に測定値を入力すると、自動で結果が出力されます
厚生労働省HP
「転倒災害の防止」を検索
セルフチェック票をクリックしてダウンロード！！

事業主の皆さまへ

ダウンロードしてご活用願います

職場での腰痛を予防しましょう！

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業
厚生労働省では
事業場などへの
社・医療分野に
このパンフレ
いての対策をま
皆さまの事業

■ 指針の主な

<労働衛生管理

職場で腰痛
境・健康の３
とが重要です。
また、リス
入して、腰痛

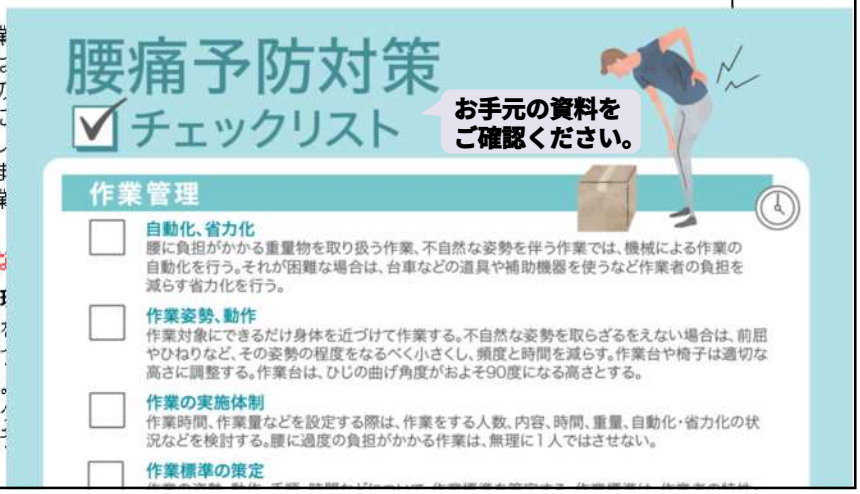

人力による重量物の取扱い

「作業態様別の対策」の１の２の（２）

満１８歳以上の男子労働者が人力のみにより
取り扱う物の重量は、体重のおおむね４０％以下
となるように努めること。

満１８歳以上の女子労働者では、
さらに男性が
取り扱うことのできる重量の
６０％位までとすること。

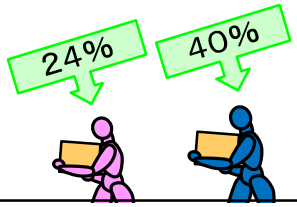

女性労働基準規則及び年少者労働基準規則に基づく重量の制限

性別	年齢	断続作業の場合	継続作業の場合
女性	満１６歳未満	１２ｋｇ未満	８ｋｇ未満
	満１６歳以上 満１８歳未満	２５ｋｇ未満	１５ｋｇ未満
	満１８歳以上	３０ｋｇ未満	２０ｋｇ未満
男性	満１６歳未満	１５ｋｇ未満	１０ｋｇ未満
	満１６歳以上 満１８歳未満	３０ｋｇ未満	２０ｋｇ未満

転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」
●体調がすぐれない場合などは、無理をしないようにしましょう
●周囲が危なくないか、確認しましょう
監修 東京大学医学部附属病院 22世紀医療センター
運動器疼痛メディカルリサーチ&マネジメント講座 特任教授
医学博士 松平 浩
この体操および解説書は、令和元年度厚生労働科学研究補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として制作したものです。
1 手首足首回し
手首や足首を回す動作は日常ほとんどなく、関節が硬くなっていることがあります。また、気温や湿度、あるいは長時間動かずに同じ姿勢でいたことによるむくみの影響で、感覚や動きが悪くなっている場合もあります。はじめに準備運動として手足の末端を適度にゆっくりと動かすことで血行を促進します。捻挫予防にも役立ちます。
CHECK POINT
回す足を少し後ろに引いているか
全国労働衛生週間リーフレット裏面
「転倒・腰痛予防対策」のQRコード
から動画・解説書をご覧ください。

51

全国労働衛生週間リーフレット裏面
「転倒・腰痛予防対策」のQRコード
からダウンロードしてご覧ください。
腰痛を防ぐ
職場の事例集
厚生労働省 中央労働災害防止協会
令和5年3月作成

52

今、腰痛で困っていない方こそ注目!

今日の腰痛予防対策マニュアル

監　修：松平 浩(独立行政法人 労働者健康福祉機構 関東労災病院
勤労者 筋・骨格系疾患研究センター センター長 機構本部研究ディレクター)
制作協力：赤羽 秀徳、東川 麻子、野間 香、有阪 真由美、廣江 美穂、笠原 諭、本谷 亮、高橋 孝宜、植田 一也

「腰痛予防対策マニュアル」
©独立行政法人 労働者健康福祉機構（The Japan Labour Helth and Welfare Organization）

WEBで検索して
ご覧ください

まず、腰痛が起こる代表的な2つの原因をしっかり理解しましょう!

●原因1：腰椎の機能障害（髄核の位置のズレなど）

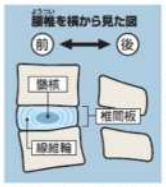

髄核は、椎間板の中央にある水分の多いゲル状のやわらかい物質で、線維輪という硬い組織に囲まれています。髄核は移動しやすく、線維輪に亀裂ができて外に飛び出した状態をヘルニアと呼んでいます。

前屈みになると、通常は中央にある髄核という組織が後ろに少しズレます。それが積み重なると後ろへズレっぱなしになり、ぎっくり腰やヘルニアといった腰での事故が起きる可能性が上がります。急に大きく前屈み方向の負荷がかかると、一気に事故が起こることもあります。

腰での2大事故

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（キ）「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

a　熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること

b　作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと

c　糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと

d　本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
→来季に備えて対策を検討する

54

基本的な考え方

見つける ▶ 判断する ▶ 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

労働安全衛生規則　第612条の２
罰則　６月以下の拘禁刑
又は５０万円以下の罰金

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

55

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

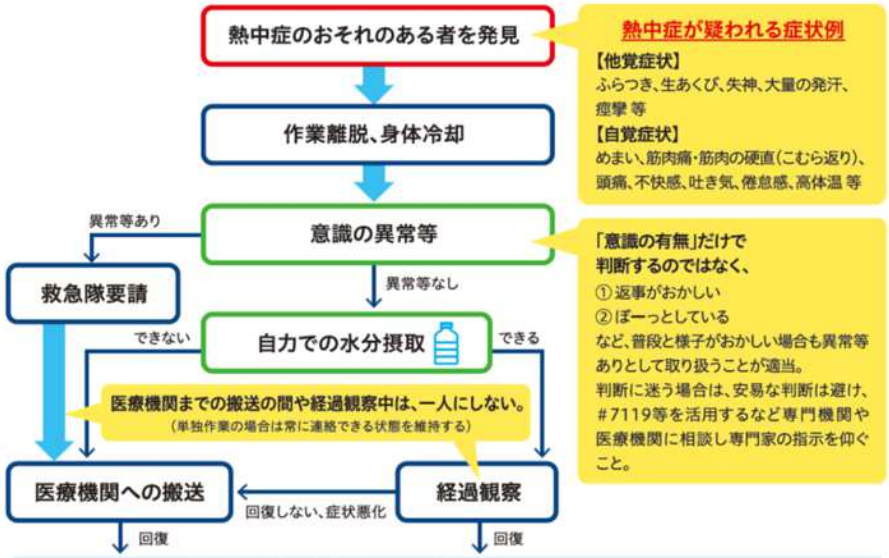

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

56

手順や連絡体制の周知の一例

朝礼やミーティングでの周知

会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示

メールやイントラネットでの通知

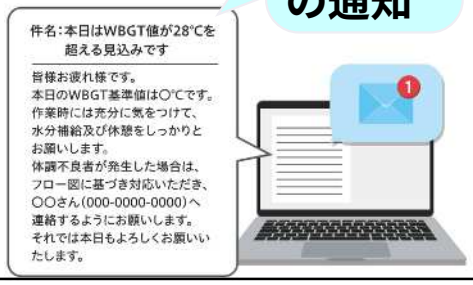

厚生労働省HP　または
「職場における熱中症予防情報」ポータルサイト　をご活用ください！
教育資料・動画も充実しています

58

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（コ）化学物質による健康障害防止対策に関する事項　①

a　製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（ＳＤＳ）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（ＳＤＳ）交付の状況の確認

b　SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）

c　ラベル・ＳＤＳの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d　皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認

59

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（コ）化学物質による健康障害防止対策に関する事項　②

e　中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底

f　危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

g　リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底

h　塗料の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底

60

労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。

化学物質リスクアセスメントについて

～業種・作業別マニュアルと解説テキスト～

危険性・有害性のある化学物質による労働災害は、休業4日以上のものでも年間400件以上起きています。その内容を分析すると、化学工業のみならずより広い業種、より多様な作業、特別規則の規制対象でない化学物質が原因で起きていることが判明しました。

化学物質の作成に関連の深い労働災害の分析結果（令和5年11月公表）

そこで、労働災害が多発しているものについて、業種・作業別マニュアルを作成しました。また各マニュアルの補足資料として解説テキストを用意しています。これらを活用して、多くの職場でリスクアセスメントが行われ、より適切な対策が取られることを期待しています。

厚生労働省ホームページ内「職場における化学物質対策について」のマニュアルの項目からダウンロードできます。

○業種・作業別マニュアル

右の	業種	作業
洗剤・洗浄剤	ビルメンテナンス業	ポリッシャーでの床洗浄作業［1009KB］
		ポリッシャーでの床洗浄作業［352KB］
		トイレ洗浄作業［945KB］
		トイレ洗浄作業［352KB］
		シンク洗浄作業［943KB］
		シンク洗浄作業［351KB］
		カーペット等のしみ抜き作業［943KB］
		カーペット等のしみ抜き作業［285KB］
洗剤・洗浄剤	食料品製造業	製造・加工設備の洗浄作業［877KB］
		製造・加工設備の洗浄作業［337KB］
		釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業［852KB］
		釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業［332KB］
	飲食店	洗浄作業［975KB］
		洗浄作業［316KB］
塗料	塗装作業	自動車補修塗装作業［958KB］
		自動車補修塗装作業［201KB］
		工業塗装作業［903KB］
		工業塗装作業［254KB］
接着剤	接着関連作業	造作材・合板・LVL製造での接着関連作業［1.1MB］
		集成材・合板・LVL製造での接着関連作業［200KB］
		内装仕上工事業での接着関連作業［977KB］
		内装仕上工事業での接着関連作業［279KB］

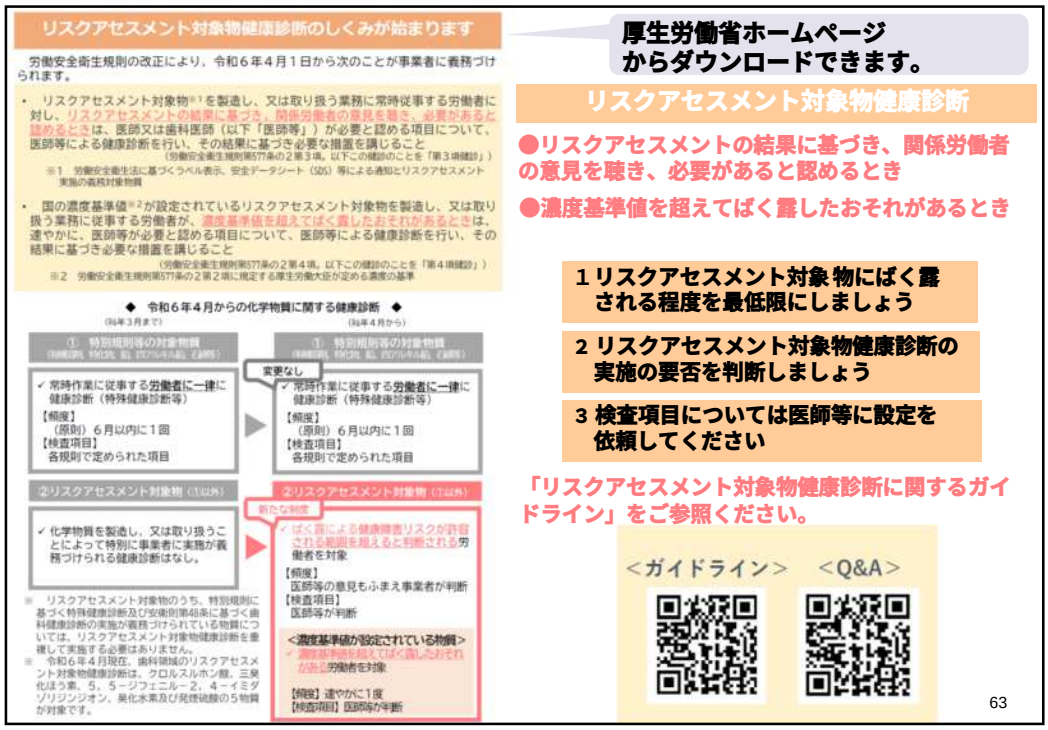

厚生労働省ホームページ
からダウンロードできます。

リスクアセスメント対象物健康診断

●リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき

●濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるとき

1 リスクアセスメント対象物にばく露される程度を最低限にしましょう

2 リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否を判断しましょう

3 検査項目については医師等に設定を依頼してください

「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」をご参照ください。

<ガイドライン>　<Q&A>

63

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（サ）石綿による健康障害防止対策に関する事項

a　建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進

b　吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

c　石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

d　禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

「石綿総合情報ポータルサイト」
をご確認ください。

64

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

イ　労働衛生３管理の推進等

（ア）労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

a　**労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善**

b　総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の**労働衛生管理体制の整備・充実**（総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む）**とその職務の明確化及び連携の強化**

c　**衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議**

d　**危険性又は有害性等の調査**及びその結果に基づく必要な措置の推進

e　現場管理者の職務権限の確立

f　労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

66

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

イ　労働衛生３管理の推進等

（イ）作業環境管理の推進に関する事項

a　有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
b　局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
c　事務所や作業場における清潔保持
d　換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

（ウ）作業管理の推進に関する事項

a　自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
b　作業管理のための各種作業指針の周知徹底
c　適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

67

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

イ　労働衛生３管理の推進等

（エ）「職場の健康診断実施強化月間」（９月１日～９月30日）を契機とした健康管理の推進に関する事項

a　健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、**医師からの意見聴取及び事後措置の徹底**
b　一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
c　高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う**特定健診・保健指導との連携**
d　健康保険法に基づく医療保険者が行う**保健事業との連携**
e　**健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発**

（オ）労働衛生教育の推進に関する事項

a　雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
b　衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

68

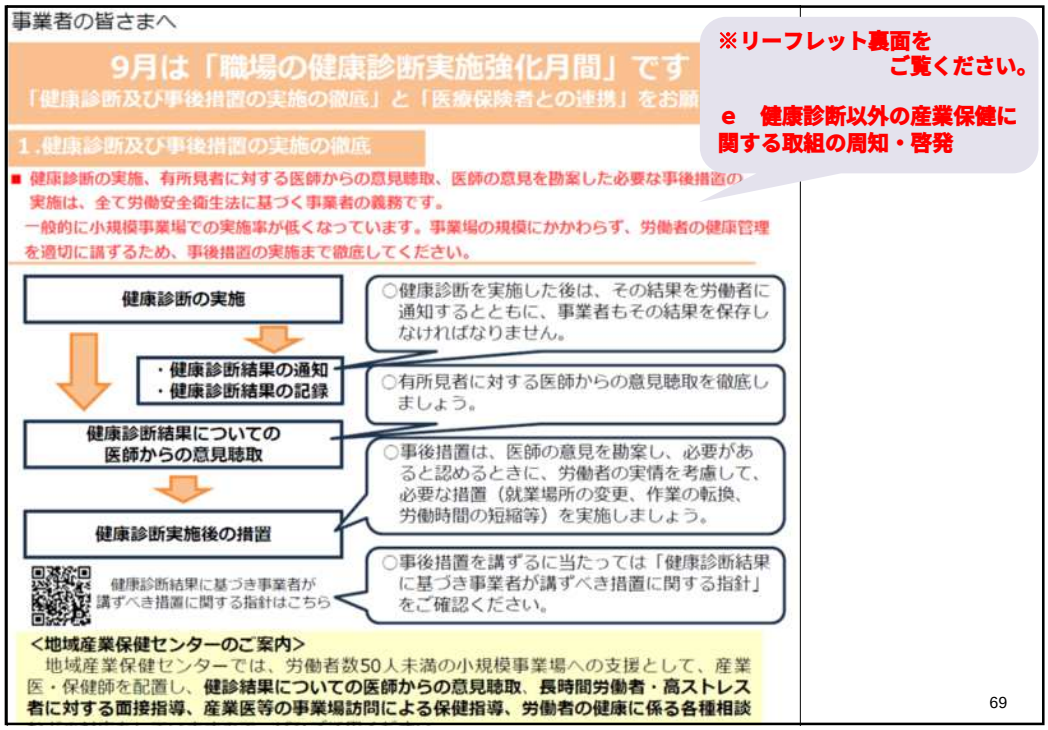

※リーフレット裏面をご覧ください。

e　健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

労働安全衛生法に基づく健康診断～実施後措置の流れ

健康診断の実施（法第66条）
１年以内ごとに１回実施。
医師による。

医師による診断区分の判定（例）		
異常なし	要観察	要医療

①健康診断結果の通知（法第66条の6）
労働者が自ら健康管理ができるよう、労働者に健康診断結果を通知しなければならない。

②健康診断結果の記録（法第66条の3）
事業者は、健康診断の結果を記録しておかなければならない。⇒５年間保存

※健康診断の結果は事業者が漏れなく知ることになる。　※黄色の条文は罰則あり

③健康診断結果についての医師からの意見聴取（法第66条の4）
異常の所見があると診断された労働者について、健康診断結果に基づき、労働者の健康保持のための必要な措置について、意見を聴く。

医師による就業区分の判断（例）	
区分	内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの
要休業	勤務を休む必要のあるもの

④健康診断実施後の措置（法第66条の5）
医師からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮※して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
※あらかじめ労働者の意見を聴き、了解が得られるよう努める。

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

イ　労働衛生３管理の推進等

（カ）「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

（キ）快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

（ク）「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

（ケ）「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項

a　健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
b　個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

71

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ウ　作業の特性に応じた事項

（ア）粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

a　「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（９月１日～９月30日）を契機とした**「第10次粉じん障害防止総合対策」**に基づく取組の推進
(a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
(b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
(c) じん肺健康診断の着実な実施
(d) 離職後の健康管理の推進
(e) **その他地域の実情に即した事項**

b　改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

（イ）電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

72

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ウ　作業の特性に応じた事項

（ウ）「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

a　騒音健康診断の実施　　b　聴覚保護具の使用
c　騒音障害防止対策の管理者の選任

（エ）「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

（オ）「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

（カ）酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

a　酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
b　換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

（キ）建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

73

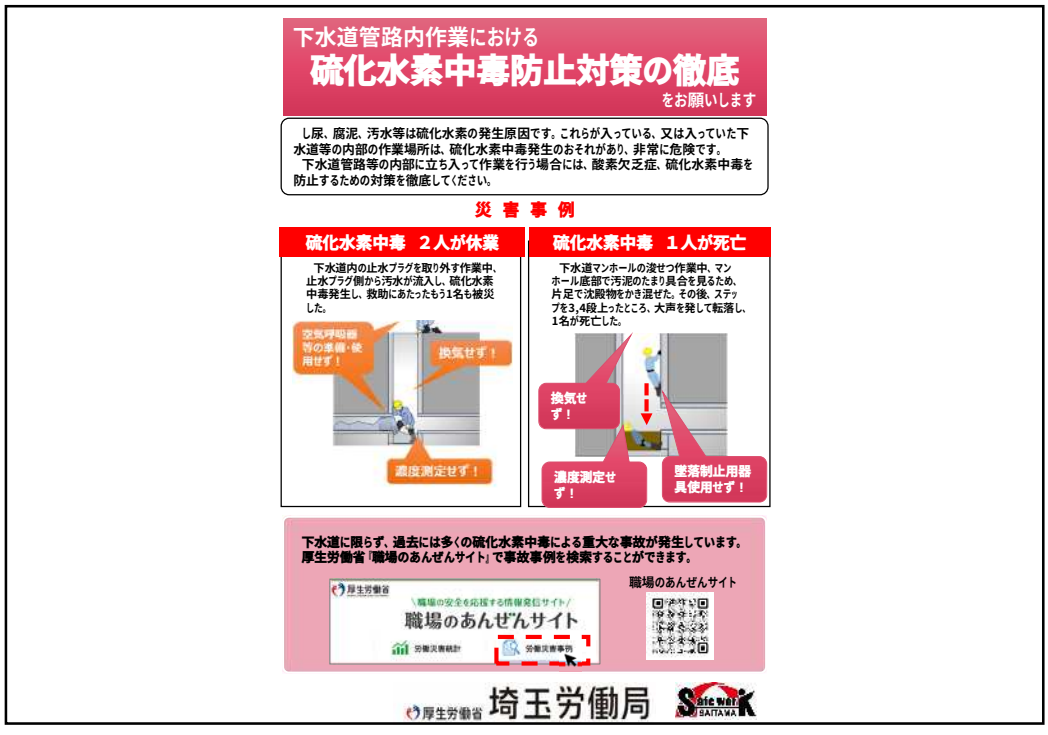

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
10．実施者の実施事項

（2）準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

エ　業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

a　請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入が禁止された場所への立入禁止の順守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施

b　安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

b　その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

75

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は
以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

1　作業を請け負わせる一人親方等
2　同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは
労働安全衛生法第22条に関して定められて
実施が義務付けられている作業（業務）が
・労働安全衛生規則　・有機溶剤中毒予防規則
・高気圧作業安全衛生規則　・電離放射線障害
・東日本大震災により生じた放射線物質により

詳細については、
厚生労働省HP

「個人事業者等の
安全衛生対策について」

のページをご確認ください。

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、
以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

1　危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
2　危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

定められている以下の4つの省令で、
入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の
ン等安全規則　・ゴンドラ安全規則

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関する
ガイドライン」を策定しました

76

結びに～より自発的に安全衛生対策に取り組んでいただくために

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、
「コスト」ではなく「人的投資」

- 大切な**従業員の安全と健康を守る**ことができる。
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用を始めとする**経済的損失を回避（軽減）する**ことができる。
- **人材の確保・育成・定着**を始めとする**組織の活性化**、**業績向上**、組織としての**（社会的）価値向上**という大きなメリットに繋がる。

これらのポイントを踏まえて
第14次労働災害防止計画（14次防）を推進していく。